

宿泊補助のご案内

船員保険では保養事業として宿泊補助を行っています。加入者の皆さまが旅行代理店の契約宿泊施設をご利用される場合、事前にお手続きいただくことで1泊3千円の宿泊補助が受けられます。

※補助を受けられるのは年度内（4月から翌年3月まで）お1人につき4泊までです。

【ご利用方法（旅行代理店の契約施設に宿泊する場合）】

（1）近畿日本ツーリスト、JTB、日本旅行の窓口またはお電話で申し込みの場合

※インターネットでの予約では宿泊補助の対象とはなりません。

①旅行代理店へ予約

旅行代理店の窓口またはお電話により宿泊施設を予約する（船員保険の加入者であることをお伝えください）。

②協会へ申請

協会ホームページ掲載の利用申込フォームより申請、または郵送で利用申込書を協会へ提出する。

③利用申込書の到着

協会から承認済の利用申込書が郵便で届く。

④利用申込書の提出

協会から届いた承認済の利用申込書を旅行代理店に提出し、料金を支払う。

（2）たびゲーターの専用サイトよりインターネットで申し込みの場合

①HPより申請

協会ホームページ掲載のたびゲーター専用サイトURLより申請する。

②クーポンを受け取る

クーポン（補助金利用分）をメールで受け取る。

③予約する

クーポン（補助金利用分）を使って予約する。

全国各地の「JTB契約施設」「るるぶトラベル契約施設」を保養施設として利用できます。

※一部、対象外の「JTB契約施設」があります。

船員保険の保養所等に宿泊した場合についても、宿泊補助が受けられます。詳しくはホームページをご覧ください。

※インターネットでの予約では宿泊補助の対象とはなりません。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成

〔ファクスだより〕

2022年10月7日(金曜日)